

福山市地方就職学生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市地方就職学生支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の概要)

第2条 備後圏域（福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市。以下「圏域」という。）外で暮らすU・I・Jターン就職希望者のうち、圏域外の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業・修了して、圏域内に本社又は主たる事業所を有する企業（以下「圏域内企業」という。）に就職し、福山市内への移住を希望している者が正社員採用試験を受験するために要した交通費の一部を補助する。

(定義)

第3条 この要綱において、企業とは、次の各号に掲げる事業形態を指す。

- (1) 中小企業者 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社及び個人事業主のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 大企業 前号において規定された中小企業者以外の株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社及び個人事業主をいう。
- (3) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人をいう。
- (4) 公益法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人をいう。
- (5) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療法人をいう。
- (6) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人をいう。
- (7) 協同組合等 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号及び同法別表第3に

規定する協同組合等をいう。

(支給対象者)

第4条 申請時において、次の各号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げるア、イ及びウの要件を満たす者。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当する。

(ア) 大学等の卒業・修了年度において、圏域外に本部がある大学等の圏域外のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了見込みであること。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、圏域外に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当する。

(ア) 圏域内企業に就職することが内定していること。

(イ) 卒業・修了後に上記内定企業に就職し、福山市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当する。

(ア) 福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町又は神石高原町の企業に就職する場合においては、広島県公式就活応援Go!ひろしまLINEに登録していること。

(イ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(ウ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(エ) その他福山市が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次に掲げるア及びイの要件を満たす者。

ア 就業先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当する。

(ア) 勤務予定地が圏域内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

イ 就業条件等に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当する。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業予定であること。

(イ) 福山市から通勤が可能な圏域内に所在する事業所等へ勤務する社員として採用予定であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の支給額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県（以下「首都圏」という。）の大学を卒業し、圏域内企業に就職する者のうち、福山市内への移住を希望している者については、要した交通費の片道相当分として16,000円を上限とし、往復交通費の実費の半額のいずれか少ない額を1回分に限り支給する。
 - (2) 首都圏及び圏域外の大学を卒業し、圏域内企業に就職する者のうち、福山市内への移住を希望している者については、要した交通費の片道相当分として20,000円を上限とし、往復交通費の実費の半額のいずれか少ない額を1回分に限り支給する。
- 2 旅費となる交通費は、申請時において、就職が内定した企業の就職活動に係る交通費とする。

(交付申請)

第6条 補助金の申請者は、第4条の要件を満たすことを確認した上で、次に掲げる書類を添えて福山市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(1) 申請者が必ず提出する書類

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 内定証明書（様式第2号）
- ウ 写真付き身分証明書の写し
- エ 在学証明書
- オ 圏域外の居住確認資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書又は公共料金領収書等）
- カ 交通費に係る領収書の写し
- キ 誓約書兼同意書（様式第3号）

(2) 該当者のみが提出する書類

- ア 支払相手先登録依頼書
- イ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第1号に係る書類の提出期間は、別途市長が定める期間とする。

(交付申請の取下)

第7条 補助金の申請者は、第6条の申請を取り下げの場合は、申請取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び交付額確定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、交付決定及び補助金額確定通知書（様式第5号）又は不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の支給)

第9条 市長は、前条第1項の通知書を申請者に通知した後、当該申請から3か月を経過する日又は3月31日のいずれか早い日までに、申請者の指定する金融機関に口座振込の方法によって支給する。

(交付決定及び補助金額確定通知書の再交付)

第10条 補助金の申請者は、前条の通知書を紛失等の理由により再度取得する場合は、交付決定及び補助金額確定通知書の再交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び交付額確定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、再交付決定及び補助金額確定通知書（様式第8号）により補助金の申請者に通知するものとする。

(住居・勤務地等の変更)

第12条 第9条の支給を受けた補助金の申請者（以下「受給者」という。）は、当該補助金の申請日以降5年以内に住所や勤務地に変更が生じた場合、住居・勤務地等変更届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第13条 市長は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、受給者及び受給者が就職した圏域内企業に対し、事業に関する報告を求めることができる。

2 市長は、申請日から5年が経過するまで、受給者の住居及び勤務地を、受給者に対し

前条の届出書等により定期的に確認し、第14条に定める返還の要件に該当する場合は、受給者に対して返還請求手続を行うことができる。

(返還の要件)

第14条 市長は、受給者が返還要件に該当する場合、その全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額返還の要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 虚偽の申請であることや、居住や就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 申請日から1年以内に、要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合

ウ 申請日から1年以内に、福山市に転入しなかった場合

(ただし、申請時に既に福山市に住民票がある場合を除く。)

エ 就業日から1年以内に、要件を満たす職を辞した場合(ただし、福山市に居住したままで、退職から3か月以内に圏域内に本社又は事業所が所在する別の企業に転職した場合を除く。)

オ 転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満で、福山市以外に住民票の異動(転出)をした場合

(2) 半額返還の要件

転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内で、福山市から転出した場合

(返還の免除)

第15条 受給者は、前条各号に定める返還の要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、第9条の補助金の返還の免除を申請できるものとする。

(1) 免除の申請

受給者は、返還免除等同意申請書(様式第10号)及び返還免除を証する書類により第13条第2項に規定する届出と合わせて市長に提出するものとする。

(2) 免除の要件

市長は、受給者から返還の免除申請があったときは、返還要件に該当するに至った原因

が、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められる場合、第9条の補助金の返還を免除できるものとする。

(3) 免除決定等の通知

(1)の申請を受けた市長は、返還免除の可否に係る決定内容を、返還免除承認通知書（様式第11号）又は返還免除不承認通知書（様式第12号）により当該申請者に通知するものとする。

(4) 広島県の報告

市長は、首都圏の大学を卒業し、福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町又は神石高原町の企業に就職する受給者から(1)の申請を受けた場合、返還免除の可否を決定後、その決定内容について広島県へ報告するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）7月1日から施行し、6月1日より適用する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。